

庄内広域水道企業団企業管理規程第14号

庄内広域水道企業団本管図面及び給水台帳の閲覧等に係る個人情報の取扱要綱を次のように定める。

令和8年3月16日

庄内広域水道企業団
企業長 佐藤 聡

庄内広域水道企業団本管図面及び給水台帳の閲覧等に係る個人情報の取扱要綱
(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるもののほか、本管図面及び給水台帳の閲覧等に係る個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(本管図面及び給水台帳に係る個人情報の利用)

第2条 本管図面及び給水台帳に係る個人情報を利用できる者及び個人情報の利用手続は、次に掲げるところによる。

(1) 個人情報を利用できる者

ア 本管図面 企業長に申し出た者

イ 給水台帳 給水装置所有者又は給水装置所有者の承諾を得た者

(2) 個人情報の利用手続

ア 前号に掲げる者は、上下水道ガス本管図面及び給排水ガス台帳交付申請書（別記様式）に必要事項を記入し、企業長に提出するものとする。

イ 本管図面及び給水台帳の閲覧は、企業長が指定した場所で職員の立会いの下に行うものとする。

ウ 本管図面の写しの提供を受ける者は、当該写しの作成に要する費用として1枚につき別表の費用に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えて得た額を負担するものとする。

(その他)

第3条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年3月31日までに、水道事業の統合前の酒田市給水装置工事台帳及び配給水管図の閲覧等に係る個人情報の取扱要綱（平成17年酒田市企業告示第2号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第2条関係）

用紙の大きさ	モノクロ	カラー	備考
A2以上	182円	182円	両面の場合は2枚と換算する。
A3以下	46円	91円	

